



私立高校の生徒・保護者の皆さんへ



～平成31年度 私立高等学校就学支援金等 支援制度のご案内～

山形県では、私立高等学校で学ぶ生徒の皆さんのために、国の就学支援金制度と相まって経済的負担を軽くして修学を継続できるように、以下の制度を設け、支援しています。

※高等学校と同等程度の専修学校高等課程や各種学校に通う生徒も対象となります。

1 授業料等の軽減

1 授業料負担軽減のための補助

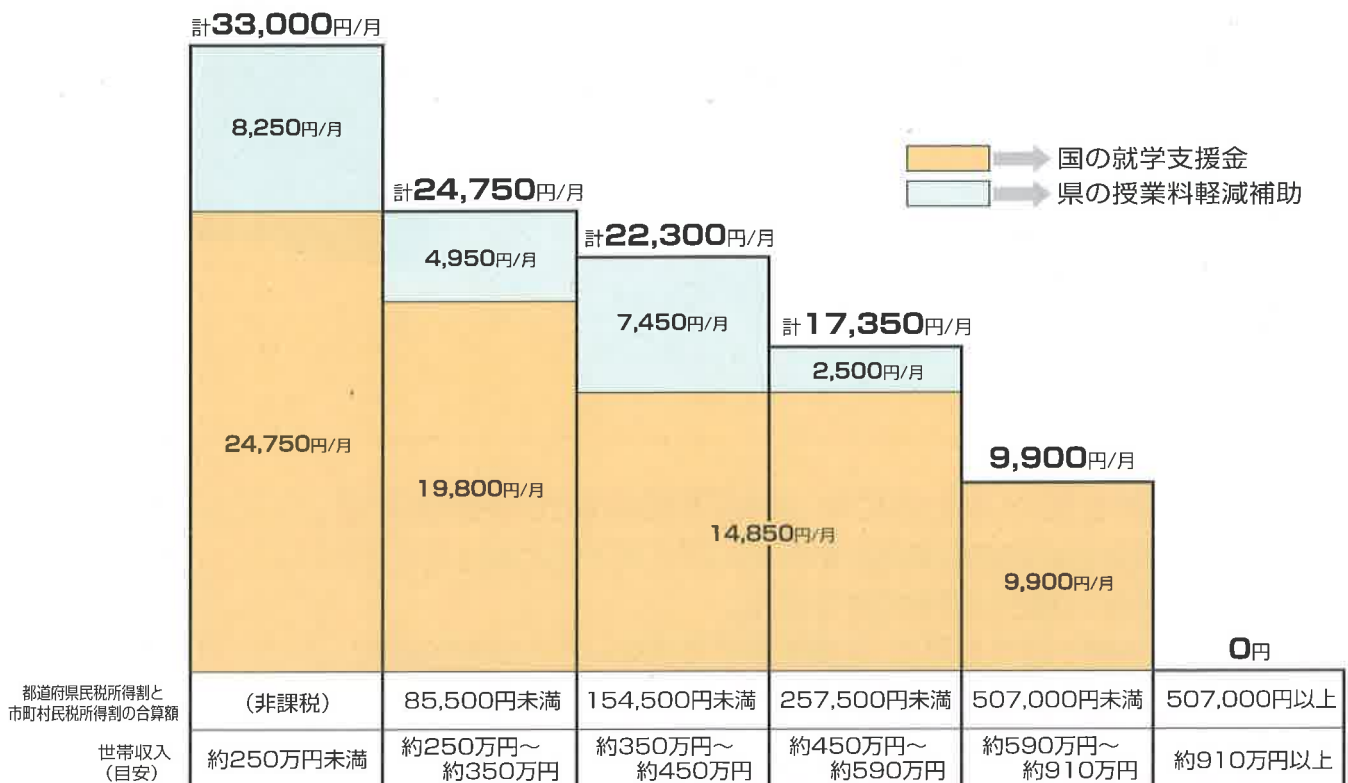
国の就学支援金と県の授業料軽減事業費補助金で補助を行います。
(返済不要です。)

●対象となる世帯・減免の月額

世帯収入により、次のとおり、補助の月額が決まります。(原則「両親の合計」で算定)

※正確には、保護者等の「都道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額」で決まります。

市町村が発行する住民税課税決定通知書等に記載されておりますので、御確認ください。



※上記世帯収入区分は16歳以上～19歳未満の子1人、16歳未満の子1人の2人の子を持つ世帯をモデルとして記載。

※補助額は、各学校の授業料月額が上限となります。

※世帯収入約350万円～450万円の世帯への県の授業料軽減補助は、平成31年度に拡充されました。

●支給方法

学校設置者(学校法人等)が補助金を受け取り、授業料に充当します。

保護者が直接受け取るものではありません。

※学校によっては、保護者がいったん授業料を納めた後、補助金相当額を返還する方式にしている場合があります。

●必要な手続き

申請書及び保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類(マイナンバーカードの写し、マイナンバー通知カードの写し、マイナンバーが記載された住民票等の写し等)を学校に提出していただきます。(提出期限等は学校の指示に従ってください。)

●家計急変時への支援

保護者の所得が大きく減った場合、年度途中で新たに支給(又は、補助額の増)が認められる場合がありますので、学校に御相談ください。

2 生活保護世帯・交通遺児等の入学時納付金 に対する補助

●対象となる世帯

生活保護世帯・交通遺児等に該当する世帯

●補助額

入学時納付金のうち、生活保護費で支給される額を除く全額
(返済不要です。)

●必要な手続き

申請書類の提出が必要となります。
(提出期限等は学校の指示に従ってください。)



●各種補助を受けるためには、申請書類の提出が必要です。

- ・各学校から手続きの案内がありますので、そちらに従ってください。
- ・申請がない場合は受給できません。
- また、申請が遅れた場合、全額を受給できないことがあります。

●申請時に虚偽の記載等があった場合、刑罰に処されることがあります。

2 授業料以外に対する支援

1 奨学のための給付金

授業料以外の教育費の負担を軽減するため、国の「高校生等奨学給付金」制度を活用し、「山形県私立高等学校等奨学のための給付金」を支給します。
(返済不要です。)

●対象となる世帯

保護者等(原則「両親」)の都道府県民税所得割と市町村民税所得割※が非課税である世帯(「生業扶助受給世帯」を含む。)

※市町村が発行する住民税課税決定通知書等に記載されておりますので、御確認ください。

●支給額(年額・全日制の場合)

①生業扶助受給世帯…**52,600円**

②都道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税である世帯… **98,500円**

③都道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税である世帯…**138,000円**
(15歳(中学生を除く)~23歳の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)

※②の支給額は、平成31年度に拡充されました。

●必要な手続き

入学後(7月頃)に申請書等を学校に提出していただきます。

※学校の所在地にかかわらず、**保護者の在住する都道府県から支給されます。**

山形県以外の方は、保護者がお住まいの都道府県庁(「私立高校の高校生等奨学給付金」担当)にお問い合わせください。

2 通信制課程教科書等 給与事業

働きながら県内の私立高校の通信制課程に学ぶ生徒の教科書等が学校から給与される事業です。

●対象者となる生徒

「定職に就いている者」又は「1年間に150日以上かつ500時間以上のパート又はアルバイトに就いている者」

●給与対象

履修に必要な教科書及び学習書(全部)

●必要な手続き

申請書類の提出が必要となります。(提出期限等は学校の指示に従ってください。)



3 奨学金の貸与

勉学意欲がありながら、経済的理由により高等学校での修学が困難な生徒を支援するために、奨学金を**貸与**します。(募集期間:毎年4月~6月中旬)

制 度	利 子	貸与資格等
高等学校奨学金 育英奨学金	無 利 子	学力基準を重視
高等学校奨学金 特別貸与奨学金	無 利 子	家計基準を重視

貸 与 月 額		
公 立 等	自宅通学...18,000円	自宅外通学...23,000円
私 立	自宅通学...30,000円	自宅外通学...35,000円

「3奨学金の貸与」に関する問い合わせ

山形県教育庁 高校教育課 経理・奨学金担当
電話 023-630-2052



お問い合わせ窓口

○各私立高校の事務室にお問い合わせください。

山形県総務部 学事文書課 私学宗務担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

電話 023-630-2191・2670